

判決年月日	平成 23 年 11 月 29 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 23 年（行ケ）第 10106 号		
○ 名称を「マッサージ機」とする発明に係る特許について、原告の進歩性欠如、明確性要件違反の主張を排斥し特許無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項， 36 条 6 項 2 号

1 事案の概要

被告は、平成 12 年 1 月 17 日、名称を「マッサージ機」とする発明につき、特許出願をし、平成 21 年 1 月 23 日、特許登録を受けた（特許第 4249872 号）。

原告が、請求項 1 及び 2 に係る特許につき無効審判請求をしたところ（無効 2010－800076 号）、特許庁は平成 23 年 2 月 22 日、原告の進歩性欠如、明確性要件違反の主張をいずれも排斥して請求不成立の審決をしたので、原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

なお、本件特許については、被告から、平成 21 年 5 月 27 日に、請求項 1 及び 2 の特許請求の範囲の記載の一部を改める訂正審判請求がされたが（訂正 2009－390072 号）、いったん請求不成立の審決がされた。ところが、その後の審決取消訴訟（平成 21 年（行ケ）第 10326 号）で、同審決は取り消され、その後に特許庁から上記訂正審判請求のとおり訂正することを認める旨の審決がされている（確定）。

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決の認定判断は誤りでないとし、原告の請求を棄却した。

（1）進歩性欠如の主張について

主引用例たる甲第 1 号証（特開平 11－178877 号公報）には、施療子の位置決めを行なうための一定の時間を設定しておき、当該時間内に施療子を移動させ、当該時間が経過した時点での施療子の位置を検出し、その位置を基準位置として自動的に記憶させるという相違点 1 に係る構成が開示も示唆もされていないから、仮にかかる構成が甲第 2 号証（特公平 1－13856 号公報）等を開示されているとしても、これを甲第 1 号証記載の引用発明 1 に組み合わせる動機付けがない。甲第 2 号証中にも、施療手段の位置を調整するために一定の時間を設定することや、この一定の時間に微調整された施療手段の位置を記憶することは記載も示唆もされていないし、甲第 3 号証（特許第 2511451 号公報）も同様である。甲第 4 ないし第 6 号証（特開平 11－336163 号公報等）は技術分野が共通でない上、仮にこれらに記載された具体的技術事項から「マイコン応用製品において、操作の手順を減らして処理を簡略化するためにタイムアップ機能（事前に設定された一定時間内に何らかの処理をし、時間経過後にこれを検出する構成）を用いること」という抽象化された技術概念を引き出したとしても、相違点 1 に係る構成の容易想到性の判断には何ら資する

ものではない。したがって、本件出願当時、引用発明 1 に甲第 2 ないし第 6 号証に記載された発明ないし周知技術を適用したとしても、当業者が相違点 1 に係る発明特定事項に容易に想到することができたとはいえないとする、審決の請求項 1 の発明の進歩性に係る判断に誤りはない。

同様の理由で、審決の請求項 2 の発明の進歩性に係る判断にも誤りはない。

(2) 明確性要件違反の主張について

請求項 1, 2 の特許請求の範囲の記載に照らせば、特許請求の範囲にいう「一定の時間」が、「施療子（14）の位置決めを行うため」に要する時間であって、当該「時間内に前記施療子（14）を移動させ」、「その時間が経過した時点での前記施療子（14）の位置を検出しその位置を基準位置として自動的に前記記憶部（39）に記憶させる」ことにより、肩等のマッサージを施すべき部位を正確に設定する等の本件発明 1, 2 の作用効果を奏するために必要十分な時間を意味することは明らかであるから、上記「一定の時間」は明確であり、審決の明確性要件違反に係る判断に誤りはない。